

平成30年度
草津市国民健康保険事業の運営について

健康福祉部 保険年金課

1 国民健康保険の状況について

(1) 被保険者数の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
被保険者総数 (人)	25,858	25,212	24,860	24,462
前年比	97.60%	97.50%	98.60%	98.40%
一般被保険者数 (人)	25,082	24,839	24,674	24,319
前年比	99.61%	99.03%	99.34%	98.56%
退職被保険者総数 (人)	776	373	186	143
前年比	59.01%	48.07%	49.87%	76.88%
世 帯 数 (世帯)	15,667	15,545	15,546	15,524
前年比	99.40%	99.22%	100.01%	99.86%

介護保険第2号被保険者(人)	7,709	7,249	7,124	6,839
前年比	95.47%	94.03%	98.28%	96.00%

* 各年度末数値

* 平成29年度は12月末の数値、平成30年度は現時点での見込数値

* 介護保険第2号被保険者は、40歳～65歳未満の被保険者

(2) 保険給付費の推移

単位: 千円

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保険給付費 (千円)	7,975,269	7,925,876	8,494,000	8,244,635
前年比	103.78%	99.38%	107.17%	97.06%
保険給付費(一般)(千円)	7,669,881	7,758,560	8,381,700	8,217,372
前年比	106.39%	101.16%	108.03%	98.04%
保険給付費(退職)(千円)	305,388	167,316	112,300	27,263
前年比	64.24%	54.79%	67.12%	24.28%

* 各年度国保事業年報数値

* 平成29年度は決算見込額、平成30年度は現時点での見込額(県の試算)

(3) 保健事業費の推移

単位: 千円

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保健事業費 (千円)	98,428	89,887	152,846	124,666
前年比	109.83%	91.32%	170.04%	81.56%
保健事業普及費 (千円)	18,812	18,130	21,393	23,995
前年比	123.95%	96.37%	118.00%	112.16%
特定健康診査等事業費 (千円)	79,616	71,757	131,453	100,671
前年比	106.96%	90.13%	183.19%	76.58%

* 平成29年度は決算見込額、平成30年度は現時点での見込額

(4) 準備積立金の状況

単位: 千円

年度	前年度末 現在高	決算年度中積立額		決算年度中 取 崩 額	年度末保有額
		基金利子	当年度積立金		
平成19年度	115,872	841	0	0	116,713
平成20年度	116,713	849	0	46,755	70,807
平成21年度	70,807	470	0	71,277	0
平成22年度	0	35	182,100	0	182,135
平成23年度	182,135	480	341,698	0	524,313
平成24年度	524,313	1,311	151,103	0	676,727
平成25年度	676,727	1,594	247,840	0	926,161
平成26年度	926,161	1,561	26,221	0	953,943
平成27年度	953,943	1,273	256,777	387,362	824,631
平成28年度	824,631	798	232,357	515,115	542,671
平成29年度	542,671	409	538,667	419,443	662,304

* 平成29年度は現時点での見込額

(5) 国民健康保険税の推移

区 分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
医療保険分				
調 定 額 (千円)	1,897,568	1,653,113	1,600,237	1,553,506
前 年 比 (%)	95.94%	87.12%	96.80%	97.08%
収 納 額 (千円)	1,761,741	1,532,447	1,493,191	1,441,330
前 年 比 (%)	97.13%	86.98%	97.44%	96.53%
収 納 率 (%)	92.84%	92.70%	93.31%	92.78%
前 年 比 (%)	101.24%	99.85%	100.66%	99.43%
後期高齢者支援金分				
調 定 額 (千円)	679,083	647,539	633,708	615,848
前 年 比 (%)	99.79%	95.35%	97.86%	97.18%
収 納 額 (千円)	629,934	599,764	590,285	570,710
前 年 比 (%)	101.07%	95.21%	98.42%	96.68%
収 納 率 (%)	92.76%	92.62%	93.15%	92.67%
前 年 比 (%)	101.28%	99.85%	100.57%	99.49%
介護保険分				
調 定 額 (千円)	285,719	275,399	222,443	213,419
前 年 比 (%)	110.25%	96.39%	80.77%	95.94%
収 納 額 (千円)	255,133	245,764	199,431	188,854
前 年 比 (%)	111.41%	96.33%	81.15%	94.70%
収 納 率 (%)	89.30%	89.24%	89.65%	88.49%
前 年 比 (%)	101.05%	99.94%	100.47%	98.70%

* 各年度決算確定時の現年課税分の数値

* 平成29年度は現時点での見込額

(6) 国民健康保険税率の推移

【医療保険分】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
税 率	所 得 割	6.80%	6.00%	6.00%	6.00%
	資 産 割	—	—	—	—
	均 等 割	27,700円	25,100円	25,100円	25,100円
	平 等 割	20,200円	17,900円	17,900円	17,900円
課税限度額		51万円	52万円	54万円	54万円

【後期高齢者支援金分】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
税 率	所 得 割	2.50%	2.50%	2.50%	2.50%
	資 産 割	—	—	—	—
	均 等 割	9,900円	9,300円	9,300円	9,300円
	平 等 割	7,600円	7,500円	7,500円	7,500円
課税限度額		16万円	17万円	19万円	19万円

【介護保険分】

区 分		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
税 率	所 得 割	2.80%	2.80%	2.30%	2.30%
	資 産 割	—	—	—	—
	均 等 割	14,800円	13,900円	12,400円	12,400円
	平 等 割	8,400円	8,200円	6,800円	6,800円
課税限度額		14万円	16万円	16万円	16万円

(7)国保特別会計決算状況

【歳入】

(単位 千円)

科目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国民健康保険税	2,839,510	2,800,640	2,500,035	2,399,800	2,311,774
一般分	2,560,522	2,576,210	2,363,143	2,328,518	2,276,673
退職分	278,988	224,430	136,892	71,282	35,101
国庫支出金	2,103,899	2,338,431	2,413,730	2,285,799	2,322,634
療養給付費	1,114,975	1,276,972	1,239,516	1,154,796	1,240,442
老健拠出金	0	0	0	0	0
介護納付金	183,764	190,863	166,415	149,483	151,488
後期高齢者支援金	421,604	434,823	450,508	453,050	438,821
その他	383,556	435,773	557,291	528,470	491,883
県支出金	563,266	590,649	571,685	605,401	563,689
療養給付費交付金	666,216	537,844	330,295	129,667	150,899
前期高齢者交付金	2,974,583	3,032,991	3,364,441	3,872,638	4,120,380
共同事業交付金	1,103,128	1,213,661	2,590,230	2,588,879	2,482,081
繰入金	782,642	866,706	1,343,365	1,466,947	1,361,680
基盤安定	384,669	446,969	542,300	544,936	549,745
一般会計	397,973	419,737	413,703	406,896	392,492
基金	0	0	387,362	515,115	419,443
財産収入	1,594	1,749	1,273	798	409
その他	43,504	40,615	24,126	24,634	27,448
繰越金	411,705	346,826	428,986	292,801	624,977
歳入合計	11,490,047	11,770,112	13,568,166	13,667,364	13,965,971

【歳出】

総務費	139,575	140,764	146,221	142,263	158,086
保険給付費	7,435,297	7,758,770	8,037,237	7,994,667	8,571,347
一般分	6,763,953	7,209,131	7,669,881	7,758,560	8,381,700
退職分	597,724	475,372	305,388	167,316	112,300
審査支払手数料	18,711	19,057	18,396	18,293	19,421
その他	54,909	55,210	43,572	50,498	57,926
老人保健拠出金	49	46	46	36	23
医療費	0	0	0	0	0
事務費	49	46	46	36	23
後期高齢者支援金等	1,433,121	1,445,545	1,451,478	1,412,778	1,393,333
後期高齢者支援金	1,433,008	1,445,446	1,451,384	1,412,680	1,393,236
事務費	113	99	94	98	97
前期高齢者納付金	1,513	1,151	1,025	1,049	4,996
前期高齢者納付金	1,400	1,052	929	954	4,902
事務費	113	99	96	95	94
共同事業拠出金	1,072,845	1,167,139	2,581,246	2,629,853	2,572,906
介護納付金	572,278	596,446	520,047	465,971	473,400
保健事業費	14,869	15,177	18,812	18,130	21,393
特定健康診査等事業費	71,015	74,438	79,616	71,757	131,453
基金積立金	249,434	27,782	258,050	233,155	539,076
諸支出金	153,225	113,868	181,587	72,728	99,958
予備費	0	0	0	0	0
歳出合計	11,143,221	11,341,126	13,275,365	13,042,387	13,965,971
差引額	346,826	428,986	292,801	624,977	0

* 平成29年度は現時点での見込額

2 国における平成30年度制度改正について

(1) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

<見直しの趣旨>

保険者間の公平性を確保する観点から、被用者保険加入者の標準報酬月額最高額の割合に近づけるため、国民健康保険課税限度額(医療保険分)が見直される予定。

<見直し内容>

	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分	合計
現 行	54万円	19万円	16万円	89万円
改正後	58万円	19万円	16万円	93万円
差引額	+4万円	—	—	+4万円

(2) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

<見直しの趣旨>

低所得者に対し、国民健康保険税の軽減がされているが、減額の対象となる所得の基準が消費者物価等の経済動向を踏まえ、見直される予定。

<見直し内容>

《現 行》

5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+27万円×(被保険者数)

2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+49万円×(被保険者数)

《改正後》

5割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+27.5万円×(被保険者数)

2割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)+50万円×(被保険者数)

※7割軽減基準額＝基礎控除額(33万円)に改正はありません。

(3) 高額療養費制度の見直し

<見直しの趣旨>

70歳以上の者の高額療養費の算定基準額について、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、基準額の引き上げなどの見直しがされる。

＜見直し内容＞

平成30年8月から現役並み所得区分について細分化した上で限度額を引き上げ、一般区分については外来の上限額を引き上げる。

		《現行》		《改正後》	
		ひと月の上限額		ひと月の上限額	
所得区分		外来 (個人ごと)	(世帯ごと)	外来 (個人ごと)	(世帯ごと)
現役並み	年収約1,160万円～ 課税所得690万円以上	57,600円	80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% ＜多数回44,400円※＞	252,600円+ + (医療費-842,000円) × 1% ＜多数回 140,100円※＞	
	年収約770万円～約1,160万 円 課税所得380万円以上			167,400円+ + (医療費-558,000円) × 1% ＜多数回 93,000円※＞	
	年収約370万円～約770万円 課税所得145万円以上			80,100円+ + (医療費-267,000円) × 1% ＜多数回 44,400円※＞	
一般	年収約156万円～約370万円 課税所得145万円未満	14,000円 〔年間上限 144,000円〕	57,600円 ＜多数回44,400円※＞	18,000円 〔年間上限 144,000円〕	57,600円 ＜多数回44,400円※＞
低所得者	住民税非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	住民非課税 (所得が一定以下)		15,000円		15,000円

※過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から多数回該当となり、上限額が下がります。

＜具体例＞

年収800万円 医療費100万円 窓口負担30万円の場合(3割負担)

【現行】

- ・自己負担限度額 $80,100円 + (1,000,000円 - 267,000円) \times 1\% = 87,430円$
- ・高額療養費支給額 $300,000円 - 87,430円 = \underline{212,570円}$

【改正後】

- ・自己負担限度額 $167,400円 + (1,000,000円 - 558,000円) \times 1\% = 171,820円$
- ・高額療養費支給額 $300,000円 - 171,820円 = \underline{128,180円}$

3 今後の国民健康保険財政の運営について

(1) 財政収支見込み

国保財政運営の都道府県への移行(国保改革)までの間(平成27年度～平成29年度)の財政収支見込みは下表のとおりとなり、平成29年度末の準備積立金保有額は、662,304千円になる。

また、平成30年度に現行税率で予算編成した場合(納付金仮係数を使用)、基金取崩額は、250,143千円になり、平成30年度の準備積立金保有額は、412,542千円になる見込みである。

(単位 千円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
歳入計 ①	13,568,166	13,667,364	13,965,971	11,804,700
内 基金繰入金 ②	387,362	515,115	419,443	250,143
歳出計 ③	13,275,365	13,042,387	13,965,971	11,804,700
内 基金積立金 ④	258,050	233,155	539,076	381
収支差引額 ⑤(①-③)	292,801	624,977	0	0
年度末準備積立金保有額	824,631	542,671	662,304	412,542

※ ④の基金積立額には、基金利子を含む。

(2) 準備積立金のあり方

①現在の準備積立金保有の考え方

- ・平成30年度の国保改革に伴い、国の財政支援が拡充されるとともに、県に財政安定化基金が創設されるなど財政リスクが分散・軽減されるため、国保改革までの間、低所得者や中間所得者層に配慮し、準備積立金の財源を使いながら、被保険者の負担軽減を図り、国保運営の安定化に努める。

②平成30年度の準備積立金の考え方

- ・国保改革がスムーズに行えるよう、移行による保険料の急激な変動を避けて被保険者の負担軽減を図るため、準備積立金の財源を使いながら、国保運営の安定化に努める。

なお、翌年度以降については、毎年度、準備積立金のあり方を検討する。

〈参考〉

厚生労働省「都道府県及び市町村における平成30年度国民健康保険特別会計予算編成にあたっての留意事項について」より抜粋

準備積立金

- ・市町村で独自の基金を保有する場合、その積立金は、決算剰余金を生じた場合において、地方財政法第7条の規定による地方債の償還財産に充当すべきものを控除した額の範囲内において、保険者の規模等に応じて安定的かつ十分な基金を積み立てられたい。

4 平成30年度国民健康保険税率について

(1) 平成30年度以降の税率改正の基本的な考え方

- ①賦課区分(医療保険分・後期高齢者支援金分・介護保険分)毎の収支の均衡を図れるよう改正する。
- ②現行の課税どおり、課税総額を3方式(所得割額・被保険者均等割額・世帯別平等割額)で算定する。
- ③応能割合(所得割総額)と応益割合(被保険者均等割総額・世帯別平等割総額)を、国の標準割合である50対50を基本とし算定する。
- ④滋賀県が示す納付金額や標準保険料率を参考に、基礎課税分(医療保険分)、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の必要額を確保する。

(2) 保険税調定見込額の比較

①税率算定の基礎となる被保険者数および世帯数(平成30年度見込数)

区分	全体	うち介護分	割合
被保険者数(人)	24,462	6,839	28.0%
世帯数(世帯)	15,524	5,826	37.5%

②1世帯あたりの平均調定額

(単位 円)

区分	必要調定額 A ※	現行税率での 調定額 B	差引額 C(B-A)	比較 C/B
医療保険分 ①	108,632	98,254	-10,378	-10.56%
後期高齢者支援金分 ②	38,315	38,662	347	0.90%
小計 ③(①+②)	146,947	136,916	-10,031	-7.33%
介護保険分 ④	29,351	34,152	4,801	14.06%
合計 ⑤(③+④)	176,298	171,068	-5,230	-3.06%

※標準保険料率(仮算定)を参考とした必要調定額。

③保険税全体の調定額

(単位 千円)

区分	必要調定額 A ※	現行税率での 調定額 B	差引額 C(B-A)	比較 C/B
医療保険分	1,686,408	1,525,291	-161,117	-10.56%
後期高齢者支援金分	594,797	600,185	5,388	0.90%
介護保険分	171,001	198,971	27,970	14.06%



【税率改正の方向性】

・医療分については、現時点では、仮算定しか示されておらず、今後の医療費の推計等も不明確なことから、保険料の急激な上昇を避けて、被保険者の負担軽減を図るため、準備積立金を活用しながら対応する。【据え置き】

・後期分と介護分については、県から示された必要額を確保し、それぞれの収支均衡を図るため、国民健康保険税率を見直す必要がある。【見直し】

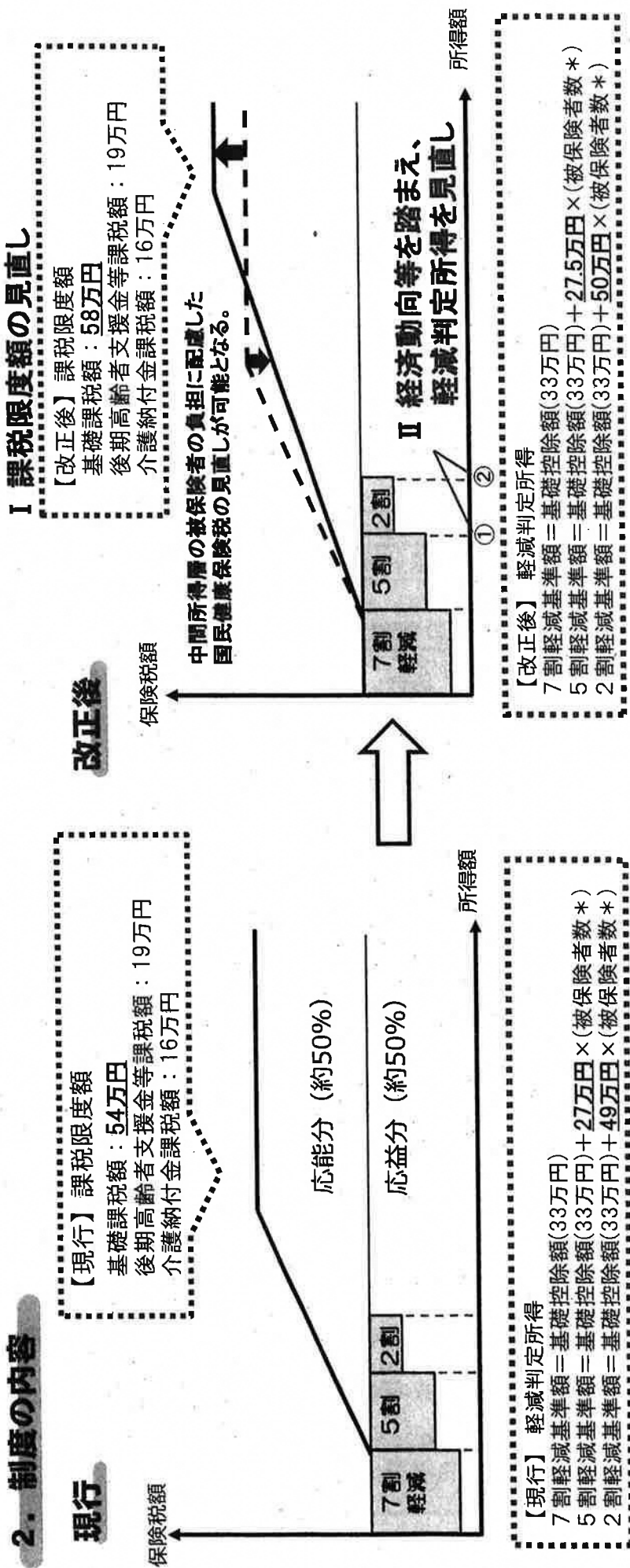
国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(国民健康保険税)

1. 大綱の概要

- I 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を58万円（現行：54万円）に引き上げる。
- II 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
 - ① 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を27.5万円（現行：27万円）に引き上げる。
 - ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を50万円（現行：49万円）に引き上げる。

2. 制度の内容



* 被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。